

令和7年度 第10回総会

議 事 録

堺市農業委員会

1 開催日時及び場所

日 時 令和8年1月8日（木）午後2時から午後2時15分

場 所 堺市役所高層館12階農業委員室

2 委員数

(1) 現在総数 14人

(2) 出席委員 13人

今野正章	辻千太郎	以倉孝弘
柳下清隆	寺島あつ子	霜野市和
谷野保博	田中宏	山崎勝喜
北尻芳孝	奥野正作	田中正剛
松本智恵子		

(3) 欠席委員 1人

小谷信江

(4) 農地利用最適化推進委員の出席 13人

小林義博	井上和夫	光田裕次
数田清文	中尾美昭	高岡一平
塔本順一	松下孝彦	岸田勝夫
田中利幸	岡所次郎	北條一宜
登り山正嗣		

(5) 欠席委員 0人

3 議事説明員

農業委員会事務局

事務局長 小走伸吾

事務局次長 左手憲一

主 幹 山本幸夫

八木祐樹

4 付議事項

- 議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第41号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第42号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第43号 農用地利用集積等促進計画の決定について
- 報告第51号 農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 報告第52号 農地法第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 報告第53号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の報告について
- 報告第54号 生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長専決処分の報告について
- 報告第55号 農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について

5 会議の概要

議長（北尻芳孝会長）から開会宣言

議長 ただいまから令和7年度第10回総会を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、規定によりまして、議長において霜野市和委員、田中宏委員のご兩名を指名いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし）

ご異議なしと認めます。よって、ご兩名にお願いいたします。

審議に先立ちまして、事務局から諸般の報告をいたします。

事務局 出席委員の報告をいたします。現在議場に在席する委員は、14名中13名でございます。なお、農地利用最適化推進委員は13名の出席をいただいております。以上でございます。

議長 これより審議に入ります。

本日、ご審議いただく案件は、議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請について」から報告第55号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計9件であります。

それではまず、議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第38号から第42号をご説明いたします。

まず、受付番号第38号は、申請地が西区草部で市街化調整区域内にあり周辺は田及び宅地に囲まれており、地目は田1筆、面積は748平方メートルで現在保全管理中の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第39号は、申請地が北区中村町で市街化調整区域内にあり周辺は田、雑種地及び宅地に囲まれており、地目は田1筆、面積は598平方メートルで現在保全管理中の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第40号は、申請地が北区金岡町で市街化調整区域内にあり周辺は田、農道及び宅地に囲まれており、地目は田1筆、面積は819方メートルで現在うねの状態です。

今回、譲受人が贈与を受け、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第41号は、申請地が北区中村町で市街化調整区域内にあり周辺は田及び農道に囲まれており、地目は田1筆、面積は1,104平方メートルで現在保全管理中の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第42号は、申請地が美原区菅生で市街化調整区域内にあり周辺は畑、道路及び農道に囲まれており、地目は田1筆、面積は978平方メートルで現在保全管理中の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

以上5件の申請につきまして、現地調査及び申請内容の精査を行った結果、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」及び「地域調和要件」等に適合しており、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたします。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第41号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第41号「農地法第4条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第6号をご説明いたします。

受付番号第6号は、自己転用するものです。申請人は西区菱木4丁に居住する方で、申請地は西区菱木4丁の田1筆、面積は892平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、近隣の建設業者から資材置場として貸してほしい旨の要望を受けたため、露天資材置場に転用し貸付けるものです。

申請は令和7年12月19日、同日農業委員会受付となっております。農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については碎石舗装による自然浸透及び傾斜により西側の道路側溝に排水する計画です。周囲にはブロックを2段から4段設置する計画で、特に問題はないものと判断いたします。その他一般基準についても申請内容等に問題はないものと判断いたします。

なお、当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第42号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第42号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願

について」をご説明いたします。受付番号第12号をご説明いたします。

受付番号第12号は、相続人は中区土塔町に居住する農業者で、申請地は中区土塔町の畑及び原野（現況：畑）が4筆、面積は合計1,000平方メートル、現在保全管理中及び野菜の状態です。

本件について、申請書等に記載された内容が特に問題はないものと判断いたします。

なお、当該地区協議会におきまして、適用農地の可否及び当事者の適格性について、承認相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり証明することに決定いたします。続きまして、議案第43号「農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第43号「農用地利用集積等促進計画の決定について」をご説明いたします。受付番号第25号をご説明いたします。

受付番号第25号は、申請地は東区石原町2丁及び3丁の田2筆、面積は合計1,728平方メートルで、現在保全管理中及び稲刈り後の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ5年、農地中間管理機構から転借人へ5年です。

以上の計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしております。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、「農用地利用集積等促進

計画案」のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、報告第51号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」から報告第55号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計5件を一括して議題といたします。

報告の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは報告第51号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」から報告第55号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計5件を一括してご説明いたします。

まず、報告第51号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は14件ございました。いずれも内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第52号「農地法第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は3件ございました。内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第53号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の報告について」は2件ございました。まず、受付番号第6号は申請地が西区鳳北町3丁の田2筆、面積は合計1,198平方メートル、離作補償は代地補償で、双方合意によるものです。次に、受付番号第

7号は申請地が北区中村町の田1筆、面積は515平方メートル、離作補償はなしで、双方合意によるものです。

次に、報告第54号「生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長専決処分の報告について」は5件ございました。まず、受付番号第20号は、申出者が子で、主たる従事者の死亡により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。次に、受付番号第21号は、申出者が孫で、主たる従事者の死亡により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。次に、受付番号第22号は、申出者が本人で、主たる従事者の故障により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。次に、受付番号第23号は、申出者が本人で、主たる従事者の故障により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。次に、受付番号第24号は、申出者が子で、主たる従事者の死亡により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。いずれも、案件を担当地区の委員による現地調査等の確認後、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第55号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」は4件ございました。まず、受付番号第32号は、申請地が東区草尾の畑1筆、面積は337平方メートル、現況は古紙回収場、経過年数は15年以上、次に、受付番号第33号は、申請地が東区草尾の畑1筆、面積は175平方メートル、現況は露天駐車場、経過年数は5年以上、次に、受付番号第34号は、申請地が美原区平尾の田1筆、面積は920平方メートル、現況は資材置場、経過年数は35年以上、次に、受付番号第35号は、申請地が中区深井北町の田1筆、面積は172平方メートル、現況は更地、経過年数は50年以上でいずれも非農地である旨の回答を、総会の決定による回答が期日に間に合わないため、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はあり

ませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件報告について承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、報告は承認されました。

以上で、令和7年度第10回総会に付議された案件は、すべて議了いたしました。これをもって、閉会いたします。

採決・承認事項及び賛否数

(案件番号)	(結 果)	(賛否数)
○ 議案第40号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第41号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第42号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第43号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 報告第51号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第52号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第53号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第54号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第55号	承 認	全 会 一 致

署名委員

会 長 北尻 芳乃

委 員 田中 宏

委 員 霜野 市和